\bigcirc 環 境 省 告 示 第 几 号

 \mathcal{O} 許 騒 音 容 限 規 度 制 法 昭 昭 和 五 和 + 兀 + 年 \equiv 九 年 月 環 法 境 律 庁 第 告 九 示 十 第 八 号) 五十三号) 第 + 六 条 \mathcal{O} 第 部 項 を 次 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} よう 定 に に 基 改 づ き、 正 し、 自 平 動 成 車 騒 + 音 六 \mathcal{O} 年 大 きさ 月

平 成 + 五. 年 月二 十 五. H

日

カ

5

適

用

す

る

環 境 大 臣 石 原 伸 晃

第 は 12 六 法 原 第 + -第 動 号 機 七 中 条 付 + の 三 自 転 条 被 第 第 け 車 五 ん 法 引 項 項」 第 自 \mathcal{O} 二条 検 に 動 査 改 車 第三 _ \Diamond を \mathcal{O} 削 項 下 り、 に に 又 規 は 及 定 同 規 号 す 則 び \mathcal{O} る 第 六 輪 次 原 + -に 動 自 機 次 動 車 \mathcal{O} 付 条 自 \mathcal{O} 号 三 転 を 車 加 を 第 え、 加 を 五. え 1 項 る。 う。 \mathcal{O} 検 以 法 査 下 を 第 受 七 同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\circ}$ + け Ĺ うと 条 第 で す あ 項」 る 0 7 t を \mathcal{O} 規 並 又 則 び

の 二 第 る。 規 車 を 則 1 う。 第 項 法 第二 で 六十二条 \mathcal{O} 小 予 別 あ 型 条 備 表 自 0 第 第 7 動 検 \mathcal{O} \equiv 査 車 \equiv 項 \mathcal{O} 法 又 及 第 に 第 は び に 五. 規 規 六 軽 項 定 + 則 お 自 す 第 \mathcal{O} 1 九 動 て 検 る 六 条 車 + 第 査 原 同 Ü を受 兀 規 動 条 項 機 則 け 付 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 三 規 ようとす で 自 定 転 第 あ 条 に 12 車 五. 0 て、 ょ 項 規 を る 定 ŋ 11 \mathcal{O} う。 法 自 す ŧ 検 \mathcal{O} 査 第 動 る 別 を 小 五. 車 受 + 别 表 検 型 け 表 第 九 查 自 第 ょ 条 証 動 う 0) 第 が 車 عَ の二に 返 及 に す 項 納 び る さ お \mathcal{O} 軽 掲 新 1 ŧ n 自 げ 7 た 規 動 \mathcal{O} る 同 並 検 自 車 許 じ び 査 動 に 車 容 限 法 を 輪 原 度 第 で 動 除 自 機 あ 七 1 動 + 付 た 0 車 て、 自 Ł に 条 転 限 \mathcal{O}

動 原 動 車 別 軽 機 自 を 表 第 付 動 除 自 車 く。 専 機 転 車 5 を 乗 輪 \mathcal{O} 転 1 自 項 用 う。 中 車 動 \mathcal{O} 車 用 以 に 1 に う。 下 限 供 る。 す 輪 同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\circ}$ 自 る 以 乗 動 \smile 車 項 車 r. 定 \mathcal{O} を 項 第 除 員 及 + び 種 人 第 以 項 原 _ 下 動 種 機 を \mathcal{O} 付 普 削 原 り、 自 動 通 自 機 転 付 車 動 小 型 車 自 規 転 自 則 車 動 小 第 型 車 規 自 $\widehat{\underline{}}$ 条 則 動 第 輪 第 車 及 自 項 条 動 び 第二 に 軽 車 規 に 自 項 定 限 動 す る。 に 車 る 規 $\widehat{\underline{}}$ 第 定 輪 す \mathcal{O} る 種 項 自

第

種

原

動

付

自

を

下

同

 \mathcal{O}

を

削

る

そ え 時 \mathcal{O} る 別 速 軽 表 を 削 度 軽 第 自 る。 が 自 動 車 \mathcal{O} 動 + 備 車 $\widehat{\underline{}}$ 五. 考 第 輪 丰 輪 口 自 号 X 自 動 及] 車 動 び 車 \vdash に 第三号中 限 に ル る。 限 毎 時 る。 を 超 及 を え び 第 除 軽 る <_ 第 自 種 動 種 原 車 _ 原 動 及 動 機 及 \mathcal{U} び 原 機 付 動 付 自 自 機 転 そ 付 車 転 自 車 12 \mathcal{O} に 転 あ 速 度 車 あ 9 _ 7 が 0 兀 7 を は は 兀 + 及 十 キ + 丰 び 口 軽 五. メ 口 丰 メ 自 \vdash 動 口 車 メ \vdash ル 1 毎 ル に \vdash 毎 時 時 改 ル を 毎 超 \Diamond

車 \mathcal{O} 别 う 表 第 ち 原 ___ 動 \mathcal{O} 機 備 考 \mathcal{O} 第 最 高 号 出 中 力 時 \mathcal{O} 口 小 型 転 自 数 が 動 車 毎 分 及 五 び 千 軽 口 自 転 動 を 車 超 え る 輪 £ 自 \mathcal{O} 動 12 車 あ に 0 限 て る。 は 五 並 + び パ 12 原 セ 動 機 <u>}</u> 付 自 転

及 び 別 表 第 及 び \mathcal{O} 原 次 動 機 に 付 次 自 \mathcal{O} 転 表 車 を 加 を え 削 る。

る

别 表 第 の 二

| | ታ | | | IJ | 自動車騒音の大きさの許容限 | 容限度 |
|------|---------------|--------------|-------------|--------|---------------|---------|
| É | 重 | 耳 O | 種 | 另 | 近接排気騒音 | 加速走行騒音 |
| 小型自動 | P M | Rが五十 | を超える。 | もの | 九十四デシベル | 七十七デシベル |
| 車及び軽 | P M | R が二十二 | 五を超え、 | 五十以 | 九十四デシベル | 七十四デシベル |
| 自動車 | 下の | もの | | | | |
| | P M | R が 二十 | 五以下のよ | もの | 九十四デシベル | 七十三デシベル |
| 第一種原 | P M | Rが五十八 | を超える。 | もの | 八十四デシベル | 七十七デシベル |
| 動機付自 | P M | R が二十二 | 五を超え、 | 五十以 | 八十四デシベル | 七十四デシベル |
| 転車(規 | 下の | もの | | | | |
| 則第一条 | P M | Rが二十五 | 以 下 の | も の | 八十四デシベル | 七十三デシベル |
| 第二項に | | | | | | |
| 規定する | | | | | | |
| 第一種原 | | | | | | |
| 動機付自 | | | | | | |
| 転車をい | | | | | | |
| う。以下 | | | | | | |

⊢ ∀ P 備考

PMRとは、次の式により算出した値をいう。

PMR=(原動機の最高出力(kW)・(車両重量

近接排気騒音とは、 原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント(小型自動車及び軽自動車

 $(kg) + 75) \times 1000$

| 同じ。) | | | |
|------|----------------|--------|---------|
| 第二種原 | PMRが五十を超えるもの | 九十デシベル | 七十七デシベル |
| 動機付自 | PMRが二十五を超え、五十以 | 九十デシベル | 七十四デシベル |
| 転車(規 | 下のもの | | |
| 則第一条 | PMRが二十五以下のもの | 九十デシベル | 七十三デシベル |
| 第二項に | | | |
| 規定する | | | |
| 第二種原 | | | |
| 動機付自 | | | |
| 転車をい | | | |
| う。以下 | | | |
| 同じ。) | | | |

機 中 鉛 部 並 \mathcal{O} 弁 を 開 付 心 直 が 五 び に + 自 \mathcal{O} 面 上 急 高 部 転 向 速 パ 原 上 車 さ で 中 動 き に 排 閉 機 12 \mathcal{O} 心 セ 排 を 気 排 U ン 付 あ 気 管 含 る 気 1 自 0 管 場 管 7 \mathcal{O} む 転 合 鉛 は \mathcal{O} 開 を \mathcal{O} 車 有 直 開 口 \mathcal{O} 口 に う す 地 部 面 転 排 5 上 部 に る 上 数 \bigcirc 自 で 気 中 近 で 原 排 心 無 動 1 動 流 気 機 が 車 車 \mathcal{O} 負 管 方 メ 地 に 荷 \mathcal{O} 両 上 向 最 \mathcal{O} あ \mathcal{O} 運 最 開 を 高 \vdash \bigcirc 転 0 外 7 含 さ ル 出 • 部 む 力 \mathcal{O} 側 れ は 中 時 高 メ か 鉛 7 さ 5 車 心 直 1 \mathcal{O} 1 両 口 \bigcirc か 面 る に 中 لح 状 転 ル 5 \bigcirc 未 五. 心 外 態 数 お 1 満 メ 線 側 カン が • 五. 後 7] 毎 \mathcal{O} に 5 分 測 小 \vdash 直 メ 方 加 型 交] 兀 定 ル 速 五 す 離 1 + \sim 千 L 自 た ダ 口 動 る ル 五 れ 離 騒 車 た 排 度 転 ル 音 に 及 位 気 れ を を 置) た 急 を び 管 交 超 軽 え 11 \mathcal{O} 位 わ 速 う。 り、 る 自 で 開 置 に 放 動 排 ŧ \Box 車 気 部 排 カン L \mathcal{O} 管 に 並 中 気 管 び \mathcal{O} 心 又 あ に 開 を \mathcal{O} 排 は 0 含 原 開 気 絞 て П 動 部 む 管 1) は

 \equiv +: \mathcal{O} 交 1 加 通 速 省 3 走 告 行 騒 及 示 第 音 75 لح 六 1 百 は + 4. 九 協 号) 定 で 規 規 第二 定 則 す 道 条 る 第 路 試 験 八 運 項 送 方 に 車 法 規 12 両 ょ 定 \mathcal{O} す V) 保 測 る 安 基 定 ŧ 準 L \mathcal{O} た を \mathcal{O} 騒 細 1 う。 音 目 を を 定 1 う。 第 \Diamond 兀 る 告 + 示 号 第 亚 几 成 改 + 訂 兀 版 年 七 附 則 月 3 玉

種 别 表 原 第 動 機 付 小 型 自 自 転 車 動 車 \mathcal{O} 項 及 中 てバ 軽 八 自 十 動 五 車 デ シ べ 輪 ル 自 _ 動 を 車 12 \neg 限 る に 改 8 \mathcal{O} る 項 第 種 原 動 機 付 自 転 車 \mathcal{O} 項 及 び 第

車 \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 別 う 表 転 ち 数 第 原 \mathcal{O} 七 動 \mathcal{O} 機 備 十 考 \mathcal{O} 五 第 最 パ 高 出 号 セ 中 力 ン 時 \vdash 別 \mathcal{O} 口 小 表 型 第 転 数 自 が \mathcal{O} 動 車 備 毎 分 及 考 五. 第 75 千 軽 号 旦 自 転 に 動 を 車 定 超 \Diamond え る 輪 る ところ t 自 \mathcal{O} 動 に に 車 あ 12 ょ る 限 0 て る は を 五 並 原 + 動 び パ 12 機 1 が 原 最 セ 動 ン 機 高 <u>}</u> 付 出 自 力 \mathcal{O} 転 時

上 が 11 自 口 地 動 で 転 車 排 排 気 数 車 上 両 \bigcirc 12 気 流 で \mathcal{O} 管 無 最 あ \mathcal{O} 方 負 外 0 \mathcal{O} 開 荷 メ 側 7 向 を か は 運 含 部 転 5 \vdash さ ル \bigcirc 車 中 む 未 れ 両 心 鉛 満 中 7 五. か 直 心 5 \mathcal{O} メ 面 1 線 る] لح 自 外 状 動 1 に 直 態 車 ル 五. 側 交 離 及 メ 後 か す] 5 び n 方 た る 兀 加 原 1 排 動 位 十 速 ル 置 離 \sim 機 気 五 管 付 度 ダ ħ た 自 で \mathcal{O} に ル を 転 排 開 位 交 急 車 気 置 わ り、 速 に 管 部 排 に 中 あ \mathcal{O} 放 開 気 0 心 か 管 を Ļ 7 \Box 部 含 は \mathcal{O} む 開 中 排 又 鉛 地 心 気 は \Box 絞 直 部 管 上 \mathcal{O} \bigcirc 高 が 1) 面 \mathcal{O} 弁 さ 上 上 開 を で 向 メ 排 排 急 き 部 気管 気 \mathcal{O} 中 速 管 に 1 排 心 気 閉 \mathcal{O} \mathcal{O} を ル 管 含 ľ \mathcal{O} 開 開 高 を る \Box П ts. 場 さ 有 部 部 鉛 合 中 に す 直 に 心 近 る に 面

別表第二の備考に次の一号を加える。

七

ベ

ル

とす

お

1

7

測

定

L

た

騒

音

を

1

う

に

改

 \Diamond

る。

限 動 ようとす る。 車 法 及 + 第 五. び 五. 原 る 日 + 第 動 環 際 九 境 機 条 又 付 省 は 第 種 自 告 規 原 則 動 転 示 項 第 第 機 車 \mathcal{O} 六 に 兀 付 新 + = = 自 号 係 規 12 る 検 転 条 車 ょ 查 若 及 る \mathcal{O} \mathcal{O} 三 表 改 び L 第 第 \mathcal{O} 正 < 適 後 五. は 種 用 項 法 \mathcal{O} 第 原 に 别 \mathcal{O} 検 七 動 9 表 第 + 機 1 査 付 7 を 受 自 は 条 \mathcal{O} け 第 転 車 小 \mathcal{O} 7 型 項 \mathcal{O} 適 譲 項 自 用 渡 \mathcal{O} 予 中 を 動 L ょ 受 車 備 うと 及 け 検 7 査 CK す لح 軽 を 11 受 あ る 自 な 際 る け 動 11 7 \mathcal{O} 車 小 型 平 は 運 成 自 行 八 輪 動 \mathcal{O} + + 用 自 車 五. 五 動 に デ 軽 車 年 供 シ 12 自 L

| 。)第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車 | 。)第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(|
|------------------------------|-------------------------------|
| 規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」とご | 規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という |
| 一善通自動車、小型自動車及び軽自動車(道路運送車両法的 | 一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(道路運送車両法施行 |
| 、次の各号に掲げるとおりとする。 | 、次の各号に掲げるとおりとする。 |
| 騒音規制法第十六条第一項の自動車騒音の大きさの許容限度 | 騒音規制法第十六条第一項の自動車騒音の大きさの許容限度は |
| 第二百二十号)は、廃止する。 | 第二百二十号)は、廃止する。 |
| 、自動車騒音の大きさの許容限度(昭和四十六年六月運輸省は | 、自動車騒音の大きさの許容限度(昭和四十六年六月運輸省告示 |
| 規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度を次のように宮 | 規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度を次のように定め |
| 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十六条第一項 | 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十六条第一項の |
| 現 | 改正案 |
| | |

容限度は

輸省告示

うに定め

項 0

九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受 被けん引自動車及び二輪自動車を除く。)であつて、道路運送 条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除い)第十六条第一項のまつ消登録を受けた自動車及び法第六十九 (昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。 別表第一において同じ。)であつて、法第五十 別表第一において同じ。 規検査、 項のまつ消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定 被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法(昭和二 により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。 十六年法律第百八十五号。 法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。 二第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車 であつて)第二条に規定する普通自重車 法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の 規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとす)であつて、 以下「法」という。) 小型自動車及び軽自動車 法第五十九条第一 第十六条第一 以下同じ。 両法施行 項の新 という

車両法

たものをいう。

けようとするもの

別表第一に掲げる許容限度

| (略) | | 自動車の種類 | 別表第一 | 二 (略) | に掲げる許容限度 | 十二条の三第五項の検査を受けようとするもの | 車をいう。別表第一の二において同じ。 | びに原動機付自転車(法第二条第) | 又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするも | 第五十九条第一項の新規検査、法は | いたものをいう。別表第一の二において同じ。 | 九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除 | 動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。 | 一の二 小型自動車及び軽自動車(| |
|----------|-------------|--------|------|-------|----------|-----------------------|--------------------|---------------------|----------------------------|------------------|-----------------------|------------------------------|--------------------|------------------|-----------|
| | 行騒音 気騒音 行騒音 | 容限度 | | | | うとするもの 別表第一の二 | 同じ。)であつて、規則第六 | (法第二条第三項に規定する原動機付自転 | 検査を受けようとするもの並 | 法第七十一条第一項の予備検査 | おいて同じ。)であつて、法 | 査証が返納された自動車を除 | 限る。)であつて、法第六十 | (規則第二条に規定する小型自 | |
| — (略) | | 自動車の | 別表第一 | 二 (略) | | | | | | | | | | | るもの 別表第一に |
| | | 種類 | | | | | | | | | | | | | に掲げる許容限度 |

| | | | | 車自動車 | 至 動車及び | 小型自 | 通自動車 | 以下の普 | 定員十人 | する乗車 | の用に供 | 専ら乗用 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|------|----------|-----|------------|------------|------|------|-------|------------|
| | | | | | | | 有するもの以外のもの | 車両の後部に原動機を | | | 有するもの | 車両の後部に原動機を |
| | | | | | | ル | デシベ | 七十二 | | ル | デシベ | 七十二 |
| | | | | | | ル | デシベ | 九十六 | | | ベル | 百デシ |
| | | | | | | ル | デシベ | 七十六 | | ル | デシベ | 七十六 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 第一種原 | 軽自動車 |) 小型 自動 車 | く。 動 車 を 除 | (二輪自 | 至目が直動車及び | 小型自 | 通自動車 | 以下の普 | 定員十人 | する乗車 | の用に供 | 専ら乗用 |
| 第一種原動機付自転車(規則第一 六十五 八十四 | (二輪自動車に限る。) | 単(二輪自動車に限る。 | | | | | 有するもの以外のもの | 車両の後部に原動機を | | | 有するもの | 車両の後部に原動機を |
| 六十五 | ル デ 七 シ 十 ベ ー | ルデセー インド | | | | ル | デシベ | 七十二 | | ル | デシベ | 七十二 |
| 八十四 | ル デ 九 シ 十 ベ 四 | ル デ 九 シ 十 ベ 四 | | | | ル | デシベ | 九十六 | | | ベル | 百デシ |
| 七十一 | ル デ 七 シ ベ ニ | ルデセトベニ | | | | ル | デシベ | 七十六 | | ル | デシベ | 七十六 |

備考

角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上 時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度 が 結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。 合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連 は五十キロメートル毎時)で走行する場合に、走行方向に直 (その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車にあつて ・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場 :日本工業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力 定常走行騒音とは、 普通自動車、 小型自動車及び軽自 動 車

備考 条第一 第二種 付自転車をいう。 条第二項に規定する第 付自転車をいう。 車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。 この場合において、 動機付自転車にあつては四十キロメートル で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。 向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置 毎時を超える軽自 る自動車 行した場合の速度 つては五十キロメートル毎時、 原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走 び原動機付自転車が日本工業規格D八三〇一に定める路面 つては二十五キロメートル毎時) 一十五キロメート 定常走行騒音とは、 原動 項 に規定する第一 機付 (軽自動車 自 以下同じ。 以下同じ。 転 ル毎時を超える第一 動 車 (その速度が五十キロメー けん引自動車にあつては、 車 (二輪自 普通自 (規則第 一種原動機 種原動 輪自動車に限る。 動車、 動車に限る。 機 その速度が四十キロメートル で走行する場合に、 六十八 デシベ ル ル デシベ 小型自動 種原動機付自転車にあ 毎時、 シベル 九十デ デシベ ル を除く。 トル毎時を超え 車 被けん引自 及び第一 軽自 その速度が デシベ 七十一 走行方 ル ル 動 種原 車

及

中心の高さ ら〇・五メートル離れた位置 排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心か 流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、 ダルを急速に放し、 の最外側から○・五メートル離れた位置) 気管を有する自動車にあつては、 自動車にあつては、 の開 近接排気騒音とは、 ーセントの回転数で無負荷運転されている状態から加速ペ 口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い (排気管の開口部中心が地上○・二メートル未満 又は絞り弁を急速に閉じる場合に、 地上〇・二メートルの高さ) 原動機が最高出力時の回転数の七十五 (排気管の開口部が上向きの排 車両中心線に直交する排気 で排気管の開口部 において 排気 車 両

近接排気騒音とは、

原動機が最高出力時

0

口

[転数

の七十五

測定した騒音をいう。

三 加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度(その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車にあつては五十キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にしては五十キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にしては五十キロメートル毎時を超える自動車にあつでは五十キロメートル毎時を超える自動車とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

ら○・五メートル離れた位置) 含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、 中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側 る自動車にあつては、 に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、 の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速 が毎分五千回転を超えるものにあつては、 において測定した騒音をいう。 び原動機付自転車にあつては、 口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五 が非気管の 並びに原動機付自 トル離れた位置 ーセント 開口部中心が地上〇・二メートル (小型自動 (排気管の開口部が上向きの排気管を有す [転車 車両中心線に直交する排気管の開 のうち原動機の最高出力時 車及び軽自動 地上〇・二メートルの高さ) で排気管の 軍 開口部中 かつ、 五十パーセント) 排気流の方向を 未満の自動 一輪自 排気管の開 心 0 動 の高さ 軍に限 口 車及 口部 [転数 か メ

あつては五十キロ える自動車 走行した場合の ル 原動機の最高出力時 び原動機付自転車が日本工業規格D八三〇一に定める路 毎時を超える軽自動 加速走行騒音とは、 (軽自動車 速度 メ の回転数の七十五パーセントの回転数で (その速度が五十キロメートル 普通自動車、 車 \vdash ル $\widehat{\underline{}}$ 一輪自動車に限る。 毎時、 一輪自動車に限る。 その速度が四十キロメー 小型自動 車、 を除く。 及び第二種 軽 毎時を超 自 動 面 車 及

動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位

別表第一の二

| 自重車 | 車及び軽 | | 自動 |
|------------|---------------------|-----------------------|-----|
| P M | も P の M | | 車 |
| PMRが二十五を超え | PMRが五十を超える PMR | | 0 |
| 十 五 | 十 | | 種 |
| を超 | 超え | | 類 |
| | る | | |
| 九十四デシ | 九十四デシ | 音 接 排 気 騒 | 容限度 |
| 七十四デシ | ベル七デシ | 音 加速走行 騒 | 1限度 |

京動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度原動機付自転車にあつては四十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にたが二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあっては二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にありませる。この場合において、けん引自動車にあつては、被けたい方。この場合において、けん引自動車にあつては、被けたい方。この場合において、けん引自動車にあっては、被ける場合において、より、との場合において、はの引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあっては、その速度原動機付自転車にあっては四十キロメートル毎時、その速度原動機付自転車にあっては四十キロメートル毎時、その速度原動機付自転車にあっては四十キロメートル毎時、その速度の対象が、

| T .T. | 動 第二種原見 | 同 う。 以下 い | 動 第一 第一 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | 升 [百] — | 動機 一種原 | | |
|-----------------------|-------------------------|--------------------|---|----------------------------|----------------------------|------------------------|----------|
| アMRが二十五を超え | もの PMRが五十を超える | | もの R が二十五以下の | 、五十以下のもの | もの PMRが五十を超える | PMRが二十五以下の | 、五十以下のもの |
| ル 十 デ シ ベ | ル 九 + デ シ ベ | | ベ ル 十 四 デ シ | ベ ル 十 四 デ シ | ベ ル 十 四 デ シ | 九 ル ル 四 デシ | ベル |
| ベル 十 四 デシ | ベル七十七デシ | | ベル七十三デシ | ベルー四デシ | ベルセデシ | ベル七十三デシ | ベル |

 規定する

 期機付自
 もの

 加
 バル

 がル
 ベル

 同じ。)
 ルーデシベ 七十三デシ

備考

一 PMRとは、次の式により算出した値をいう。

75)) ×1000 気管の開口部に近い車両の最外側から○・五メートル離れた 両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排 管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、 速に閉じる場合に、 れている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急 ものにあつては、 で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置 十五度に交わり、 のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超える ーセント(小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車 近接排気騒音とは、 PMR =(原動機の最高出力(kW)・ かつ、 五十パーセント) 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四 原動機が最高出力時の回転数の七十五 排気管の開口部中心を含む鉛直面上 の回転数で無負荷運転さ (車両重量 (kg)(排 気 車

| | | | | 다 | | | | | | | | |
|---------|-----|---------|--------|------|------------------------------|----------------------|---------------------|-------------------|--------------|-----------------|---------------------------|------------------|
| 動車に限る。) | (略) | | 自動車の種類 |] | により測定した騒音をいう。四改訂版附則3の1.3.及び1 | 九号)第二条第八項に規定するものをいう。 | 細目を定める告示(平成十四年七 | 三 加速走行騒音とは、協定規則 (| いて測定した騒音をいう。 | 動機付自転車にあつては、地上○ | 地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並び | 位置)で排気管の開口部中心の高さ |
| 八 九 | | 音定常走行騒近 | 容限度 | | 4. | \smile | (平成十四年七月国土交通省告示第六百十 | (道路運送車両の保安基準の | | 地上〇・二メートルの高さ) | 動車及び軽自動車 | さ(排気管の開口部中心が |
| ベルー四デシ | | 音近接排気騒 | きさの許 | | で規定する試験方法 | 第四十一号第 | 不第六 百十 | 保安基準の | | 局さ)にお | 単並びに原 | 口部中心が |
| 動車に限る。) | (略) | | 自動車の種類 | 別表第二 | | | | | | | | |
| | | 音定常走行騒 | 容限度 | | | | | | | | | |

| 備考 一(略) 二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時 二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時 二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時 が毎分五千回転を超えるものにあつては、 の回転数で無負荷運転されている状態から に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に対し、 で原動機付自転車にあつては、車両中心線に直交対中心を含む鉛直面上で排気管の開口部が上向ら○・五メートル離れた位置(排気管の開口部が上向ら○・五メートル離れた位置)で排気管の開口部に近ちの開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部が上向にです。 「排気管の開口部中心が地上〇・二メートでは、地上〇・1 | 第二種原動機付自転車 | 第一種原動機付自転車 |
|---|------------|------------|
| (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) | 九十四デシ | 一 八十四デシ |
| (略) (本) (***) | 第二種原動機付自 | 第一種原動機付自転車 |
| とは、別表第一の備考第二号に定めるところ | 転車 | 転車 |

において測定した騒音をいう。

三~六 (略)